

令和2年8月20日

富津市空家バンクに登録している物件のリフォーム費用を補助します

1 趣旨

空き家を有効活用し、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空家バンクに登録している物件を購入、又は賃貸した方に対し、予算の範囲内でリフォーム費用について補助金を交付します。

2 施行日 令和2年8月5日

3 補助概要

補助対象物件	富津市空家バンクに登録している空家
リフォームの定義	住宅機能（居宅以外の工作物を含む。）の維持又は向上のために実施する改修、修繕、設備の更新、撤去等の工事
補助金額	補助対象経費の2分の1以内（上限額50万円）
補助対象者	次のいずれにも該当する者。 ① 空家を購入し、又は賃貸した者 ② 空家に係る売買契約日又は賃貸借契約日から起算して1年を経過しない者 ③ 空家に係るリフォームが当該年度内に完了する者 ④ 空家のリフォームに係る他の補助金の交付を受けていない者 ⑤ 過去に本補助金の交付を受けていない者 ⑥ 本市に係る市税等の滞納がない者（同一の世帯に属する者も含む。） ⑦ 富津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者
補助対象経費	① 屋根及び外壁並びに内装のリフォームに係る経費 ② 建具のリフォームに係る経費 ③ 浴室、トイレ及び台所のリフォームに係る経費 ④ 倉庫、車庫等のリフォームに係る経費 ⑤ 門、塀等の外構のリフォームに係る経費 ⑥ バリアフリーリフォームに係る経費 ⑦ オール電化リフォームに係る経費 ⑧ 上記のほか、市長が適当と認める経費
補助対象外経費	① 備品購入に係る経費 ② 併用住宅における個人住宅部分以外のリフォームに係る経費 ③ 上記のほか、市長が適当でないと認める経費

担当

総務部企画課企画係

電話 0439-80-1223